個人向け国債の契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、個人向け国債（2027 年 1 月以降に発行される個人向け国債（商品名：個人向け国債プラス）を含みます。以下同じです。）のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○　個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。

手数料など諸費用について

◉　個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

◉　個人向け国債を中途換金する際、原則として（※）下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれます。

- ◉　変動 10 年　：　直前２回分の各利子（税引前）相当額 × 0.79685
- ◉　固 定 5 年　：　２回分の各利子（税引前）相当額 × 0.79685
- ◉　固 定 3 年　：　２回分の各利子（税引前）相当額 × 0.79685

個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

◉　個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

※　発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。詳しくは、お客様相談室（0120−054−144）又はお取引のある支店にお問い合わせください。

個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要

当社における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- ◉　個人向け国債の募集の取扱い
- ◉　個人向け国債の中途換金の為の手続き

個人向け国債に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ◉　個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ◉　個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

◉　個人向け国債の利子については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

◉　個人向け国債を中途換金する場合、額面金額に経過利子を加えた金額から中途換金調整額及び取得価額を減算した金額は、法人税に係る所得の計算上、益金又は損金の額に算入されます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

◉　個人向け国債は、、2026 年 12 月までの発行分については個人のみ、2027 年 1 月以降の発行分については個人又は法人その他の団体（有価証券についての取引につき、金融商品取引法上、特定投資家として取り扱われる者（以下、「特定投資家」といいます。）を除き、以下「法人等」といいます。）のみ保有可能であり、個人から個人への譲渡のみが認められております。

◉　個人向け国債は、発行から１年間、原則として中途換金はできません（以下「中途換金制限」といいます。）。なお、保有者がお亡くなりになった場合、法人等が解散した場合、又は災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助が行われる自然災害により被害を受けられた場合は、中途換金制限にかかわらず、発行から１年以内であっても中途換金が可能です。

◉　個人向け国債を保有する法人等が特定投資家に該当することとなった場合や、特定投資家が個人向け国債を保有する法人等との合併等により個人向け国債を保有することとなった場合等には、中途換金制限にかかわらず、速やかに中途換金を行っていただくことになります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において個人向け国債のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

◉　お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。

◉　お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

◉　前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社が指定する日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。

◉　ご注文にあたっては、銘柄、応募又は中途換金の別、数量等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。

◉　ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商　　号　　等	いちよし証券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 24 号
本 店 所 在 地	〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8
加　入　協　会	日本証券業協会　一般社団法人日本投資顧問業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資　　本　　金	145 億円（令和８年３月末現在）
主　な　事　業	金融商品取引業
設　立　年　月	昭和 19 年５月
連　　絡　　先	お客様相談室（0120-054-144）又はお取引のある支店にご連絡ください。

当社に対するご意見･苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所　　：〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

電話番号　：お客様相談室（0120-054-144）

受付時間　：月曜日～金曜日　９時 00 分から 17 時 00 分(祝日を除く)

金融ＡＤＲ制度のご案内

金融ＡＤＲ制度とは、お客様と金融機関との紛争･トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易･迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争･トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券･金融商品あっせん相談センター（ＦＩＮＭＡＣ)」を利用することができます。

住所　　：〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館

電話番号　：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間　：月曜日～金曜日　９時 00 分から 17 時 00 分(祝日を除く)

「契約締結前交付書面集」新旧対照表

2026 年 12 月 1 日改訂

（下線は変更部分）

新	旧
９１頁 当社の概要 資本金　１４５億円（令和８年３月現在）	９１頁 当社の概要 資本金　１４５億円（令和７年３月現在）
９３頁 当社の概要 資本金　１４５億円（令和８年３月現在）	９３頁 当社の概要 資本金　１４５億円（令和７年３月現在）
１０２頁 当社の概要 資本金　１４５億円（令和８年３月現在）	１０２頁 当社の概要 資本金　１４５億円（令和７年３月現在）
１０７頁 当社の概要 資本金　１４５億円（令和８年３月現在）	１０７頁 当社の概要 資本金　１４５億円（令和７年３月現在）

「投信るいとう自動積立取扱規程」新旧対照表

2026 年 12 月 1 日改訂

（下線は変更部分）

新	旧
第 1 条～第 5 条　（現行のとおり）	第 1 条～第 5 条　（省　略）
第 6 条　（金銭の払込み） （1）（現行のとおり）	第 6 条　（金銭の払込み） （1）（省　略）
（2）1銘柄当たりの払込金の額は、 5 千円以上30万円以下で1千円の整数倍である金額とします。NISAつみたて投資枠を利用する場合は、銘柄数にかかわらず、毎月の払込合計金額は10万円以下とします。 なお、こどもNISAのつみたて投資枠を利用する場合は、銘柄数にかかわらず、毎月の払込合計金額は5万円以下とします。	（2）1銘柄当たりの払込金の額は、 5 千円以上30万円以下で1千円の整数倍である金額とします。NISAつみたて投資枠を利用する場合は、銘柄数にかかわらず、毎月の払込合計金額は10万円以下とします。
第7条～第13条　（現行のとおり）	第7条～第13条　（省　略）